

中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく認定について

●中小企業信用保険法第2条第6項の認定要件について

この認定は、経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことに起因して経営の安定に支障を生じている市内中小企業者について、吹田市長が認定を行うものです。

○ 以下の要件のいずれも満たすこと(対象者)

①吹田市内に本店登記のある法人もしくは、吹田市内に主たる事業所がある個人事業主

②原則として新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1か月の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前々年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前々年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

提出書類		備考
<input type="checkbox"/>	・認定申請書(その1) ・認定申請書(その1)市控え ・認定申請書(その2)	申請書の申請者欄には、法人の場合、社名・代表者名はゴム印を押印、もしくは自筆してください。個人の場合は、屋号・代表者名は必ず自筆で署名してください。
<input type="checkbox"/>	事業開始年月日の確認資料(写)	法人の場合:定款もしくは3か月以内に取得した履歴事項全部証明書 個人の場合:税務署へ提出の開業届
<input type="checkbox"/>	確定申告書及び決算報告書(写)	法人の場合:直近の確定申告書と決算書一式を必ず全てコピーしてください。 個人の場合:直近の確定申告書を必ず全てコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	月別売上表(吹田市所定様式)	必要事項の記入してください。売上高は、1円単位で記入してください。なお従来の認定に必要であった、試算表は必要としません。
<input type="checkbox"/>	委任状	代理申請の場合は委任状が必要です。 様式は任意。市ホームページからもダウンロード可。

《注意事項》

- 1 確定申告書には、税務署の受付印又は電子申告の完了がわかる返信メールのあるものがが必要です。
- 2 認定書の発行は、即日を原則としていますが、添付書類等に不備があった場合には、日数を要することがありますのでご了承ください。
- 3 代理申請の場合は申請書及び必要な添付書類等にあわせて、委任状(任意の様式)を代理人にお渡しください。
- 4 申請に関わる添付書類をコピーやFAXされた場合、不鮮明なものは取扱いできない場合がありますので、ご注意ください。
- 5 認定書の交付を受けた後、本認定の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。
なお、本認定書は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- 6 認定後、認定内容と大きく異なる事実が判明した場合、認定書が無効になる場合があります。

【お問い合わせ先】

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6384-1356(直通)

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書(その1)市控え

令和 年 月 日

吹田市長 宛

申請者
住所

氏名(名称及び
代表者氏名)

私は、(注1)の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ)最近1カ月間の売上高等

減少率 % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A: 信用の収縮の発生における最近1カ月間の売上高

円

B: Aの期間に対する前々年1カ月間の売上高等

円

(ロ)最近3カ月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込み)

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円

D: Cの期間に対応する前々年の2か月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注1)には「新型コロナウイルス感染症」を入れる。

(注2)2の(ロ)の見込売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 吹田市長から認定を受けた後、本認定の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行う必要があります。

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書(その1)

令和 年 月 日

吹田市長 宛

申請者
住所

氏名(名称及び
代表者氏名)

私は、(注1)の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ)最近1カ月間の売上高等

減少率 % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A: 信用の収縮の発生における最近1カ月間の売上高

円

B: Aの期間に対する前々年1カ月間の売上高等

円

(ロ)最近3カ月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込み)

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円

D: Cの期間に対応する前々年の2か月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

理由を記入する欄

第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期限: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者 吹田市長 後藤 圭二 (印)

(注1)には「新型コロナウイルス感染症」を入れる。

(注2)2の(ロ)の見込売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 吹田市長から認定を受けた後、本認定の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書

(その2)

令和 年 月 日

吹田市長 宛

申請者
住所

氏名(名称及び
代表者氏名)

下記のとおり記載事項に相違ありません。

(表1: 業種及び事業開始年月日)

業 種	事 業 開 始 年 月 日
	年 月 日

- * 事業開始年月日
 法人:定款、商業登記簿謄本より転記
 個人:税務署への開業届より転記

(表:2 No1 最近1カ月の売上高【A】、Aに対する前々年1カ月の売上高【B】)

月	最近1カ月の売上高【A】	Aに対する前々年1カ月の売上高【B】
月	円	円

最近1カ月間の売上高等の実績減少率

減少率: $(B) - (A) \div (B) \times 100 =$ _____ $\% \geq 15.0\%$

(表:2 No2 Aの期間後2カ月の見込売上高【C】、Cの期間に対応する前々年2カ月の売上高【D】)

月	Aの期間後2カ月の売上高【C】	Cに対する前々年2カ月の売上高【D】
月	円	円
月	円	円
計	円	円

(表:2 No3 本年度、前々年度各3カ月合計)

	本年度売上高【A+C】	前々年度売上高【B+D】
計	円	円

最近3カ月間の売上等の実績見込み減少率

減少率: $(B+D) - (A+C) \div (B+D) \times 100 =$ _____ $\% \geq 15.0\%$

月 別 売 上 表

※数値は全て1円単位の端数まで記入してください

(単位;円)

	平成31年(令和元年)	令和2年	令和3年
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			

※平成31年(令和元年)分、令和2年分については、1月～12月まで全ての月の記載が必要。

令和3年分については、最近1か月までの売上高全てと、その後見込みの2か月の売上高の記載が必要。

上記各項目に記載の金額は、当社の売上高と相違ありません

令和 年 月 日

法人名又は商号

代 表 者